

基本方針

近年の社会情勢の変化に伴い、地域での身近な交流や支え合いの基盤が弱まってきています。

団塊ジュニア世代が高齢者となり、現役世代の減少が顕著になる2040年に向けて、国は社会保障や働き方改革を進めています。

そのような中、従来の公的制度では支援できない複雑化・複合化する課題に対応するために、住民相互の支え合い・助け合いにより解決する仕組みである「我が事・丸ごと地域共生社会」の実現に向け取り組んでまいります。

また、近年急増している大規模な災害に加え、新型コロナウイルス感染症拡大などの影響による新しい生活様式・働き方にも変化が生じ、地域福祉活動やボランティア活動にも大きな影響を与えています。このような状況の中、支援を必要としている方が孤立することのないよう、地域や行政・関係機関と連携を強化しながら包括的な支援体制づくりを進め、一層の協力体制を図ります。

そして、地域の中で課題を抱えている方が、自分に合った適切な支援につながり、自立して生活できるよう、相談窓口・日常生活自立支援事業などを柱とした個別支援を推進して行くとともに、成年後見人制度の早期実施に向け、さらなる体制の整備を進めます。

当会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、基本理念である「誰もが安心して暮らせる地域社会」の充実を目指し、地域福祉の発展に努めてまいります。

重点目標

1) 地域福祉活動を推進します

社会経済情勢の変化に伴い、複合的課題が顕在化、深刻化しており、多様化する課題に対応するため、地域住民や関係機関が連携を図り、地域の様々な主体がつながり、支え合う地域共生社会の実現をめざします。

また、地域住民が他人事を「我が事」として捉え、地域で「丸ごと」受け止め主体的に解決できる体制の構築に努めます。

市が策定する成年後見人利用促進計画に沿った制度の実現に向け、体制整備を進めます。

2) ボランティア活動を推進します

市民一人ひとりが地域福祉に関する理解と関心をもち、人と人とのつながりを大切にする意識、自身が地域福祉の担い手としてボランティア活動に参

加し、ともに「ふれ合い」心を育むため、講座の充実とボランティア活動の啓発に努めます。

3) 在宅生活の自立支援を推進します

支援を必要とする市民が、周囲から孤立することなく、住み慣れた地域で安心した日常生活が送れるよう、必要な福祉サービスを関係機関と連携して提供し、その人らしく暮らすことのできる地域での生活支援を推進します。

4) 社協体制の強化を図ります

組織体制の強化と職員の資質向上を図るとともに、安定した法人運営に努め、行政とのパートナーシップで地域福祉を推進します。

また、多くの市民から信頼される市社協に努め、事業を積極的に遂行するための自主財源確保に努めます。

事業実施計画

1. 法人運営事業

- (1) 理事会・評議員会の開催及び監査の実施
- (2) 正副会長会議の開催
- (3) 部会、委員会等の開催
 - ・広報委員会等の開催
- (4) 社協会員（法人・特別・一般）の加入促進
- (5) 善意銀行事業の推進
 - ・寄付者の意思に基づいた活用
 - ・預託金の有効活用
- (6) 連絡調整及び支援協力の充実
 - ・実施事業に伴う関係官庁、団体、施設等との連絡調整
 - ・県社協、県内市町村社協、支部地区社協等との連絡調整
- (7) 各種会議、研修会の実施及び参加
 - ・役職員等対象研修会等への参加
 - ・職員の資質向上のため研修会等への参加
 - ・福祉サービスに関する苦情への適切な対応
- (8) 指定管理業務等の適正管理
 - ・地域福祉センターともべA館・B館の経営
 - ・地域福祉センターいわまの経営
- (9) 事務局体制の充実・強化
 - ・新型コロナウイルス感染症予防策の徹底

- (10) 福祉人材育成
 - ・実習生要請等の受入れ

2. 地域福祉推進事業

(1) 小地域福祉活動の推進

- ・日常生活圏を基礎に地域住民の顔が見える小地域での福祉活動を推進
- ・地域共生社会の実現に向けた地域懇談会や研修会の実施
- ・支部地区社協運営連絡会との連携
- ・支部地区社協活動研究集会及び在宅ケアチーム員研修会の実施
- ・支部地区社協未設置地域への設置促進
- ・ふれあいサロン事業の啓発と支援強化
- ・地域での支え合い活動の推進

(2) 福祉教育の推進

- ・福祉講座等の開催と支援
- ・福祉教育人材の育成
- ・教育機関との連携
 - ①ボランティア活動普及事業協力校（市内35ヶ所）
 - ②福祉作文集の発行
 - ③先生を対象とした研修会の開催

(3) ボランティアセンターの運営

- ・ボランティア情報の収集、発信と活動の企画
- ・ボランティア活動の普及啓発と福祉体験機器の整備、貸出
 - ①各種講座の開催
 - ②夏休みわくわく体験の実施（小学生親子）
 - ③チャレンジボランティアスクールの開催（中・高・大学生）
- ・ボランティア活動の育成支援
 - ①ボランティア連絡協議会等の助成と育成支援
 - ②交流研修会等の開催
 - ③企業等社会貢献活動の推進
- ・災害ボランティアセンターの設置訓練の実施

(4) 給食サービス（配食・会食）事業

- ・75歳以上のひとり暮らし高齢者等の食生活支援と心のふれあいを目的にボランティアの協力を得て実施
 - ① 配食：笠間地区一月4回、友部地区一月4回、岩間地区一月4回
 - ② 会食：友部地区一月2回

(5) 広報啓発活動の推進

- ・広報紙「かさま社協だより」の発行(年3回)
- ・ホームページによる広報啓発

(6) 相談（心配ごと相談・法律相談）事業

・心配ごと相談所の運営

① 相談員による生活上の様々な悩みごとに応じ、助言、援助を行う

- 1) 相談日 各支所月2回 第2、4火―笠間支所、第2、4水―本所、
第1、3木―岩間支所

2) 相談員向け研修会の実施

・法律相談所の運営

①弁護士による相談

- 1) 相談日 月3回 第1金―本所、第2金―岩間支所、第3金―笠間支所

(7) 資金等貸付事業

・生活福祉資金貸付事業（県社協）

①低所得者・障がい者・高齢者世帯を対象に、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金等の貸付により自立促進を図る。

②新型コロナウイルスの影響による生活困窮者に、緊急小口資金、総合支援資金等の特例貸付を行い、生活再建を支援する。

・小口資金貸付事業（市社協）

①緊急的に生計の維持が困難になった者に生活状況に応じた援助を行い、生活の立て直しと自立更生を図る。また、滞納者に対する回収を強化し貸付資金を確保する。

(8) 介護予防・生活支援サービス事業

・いきいき通所事業（通所型）

①閉じこもり予防・認知症予防・生きがいつくり支援の通所事業の実施

②各種ボランティアとの連携

・ふれあいサポート事業（訪問型）

①要支援者及び介護予防対象者に対し、身体介護を含まない生活支援を行い安心して日常生活を過ごすことができるよう支援

(9) 就労継続支援B型事業

・就労に必要な知識及び能力の向上を目的とした訓練と支援

主たる事業所：地域福祉センターともべB館「たけのこ」

従たる事業所：地域福祉センターいわま「あおぞら」

・サービス管理責任者を増員するため、指導員による資格取得を図る。

(10) 特定相談支援事業所の開設に向けた体制整備

(11) ひきこもりサポート事業（令和3年1月より開設）

・在宅で6ヶ月以上ひきこもっている方や家族を対象に社会参加を促す、ひきこもりサロン「さんぽみち」を開設

(12) 福祉用具の貸出・斡旋

・車イス、リフト付車両等の貸出と、介護用品の斡旋

- (13) 福祉バスの管理・運営
 - ・福祉関係団体等が研修に活用し、より効果的な事業運営の推進
- (14) 赤い羽根共同募金、歳末たすけあい配分事業の実施
 - ・茨城県共同募金会笠間市共同募金委員会の運営
 - ①募金事業の実施
 - 1) 児童から高齢者福祉事業まで配分
 - 2) 各種ボランティア講座の開催
 - 3) 福祉団体への助成等
 - ②歳末たすけあい事業の実施
 - 1) 歳末援護金の支給
 - 2) 小地域活動の支援

3. 受託事業

- (1) 地域ケアシステム推進事業
 - ・地域包括支援センターを中心とした関係機関とのネットワークづくり
 - ・ひとり暮らし高齢者や障がい者世帯等へ救急医療キット設置
 - ・民生委員児童委員協議会等との情報交換会の実施
 - ・複数の要支援者を抱える世帯(ファミリーケア)への支援強化
- (2) 在宅福祉サービスセンター事業
 - ・高齢者や障がい者、子育て世帯などが日常生活で困っていることを軽減するため、地域住民の支え合いとして、会員の参加と協力により家事援助や移送サービス、子育てサポートの支援
- (3) 日常生活自立支援事業
 - ・利用者の権利を守り、在宅で自立した生活を送れるよう支援
 - ・専門員、支援員の体制強化
 - ・関係機関（市、病院、施設等）との連携
 - ・資質向上を図る各種研修会に参加
 - ・制度の普及・啓発活動
- (4) 生活困窮者自立相談支援事業
 - ・就労、家計、住まいなど複合的課題を抱える生活困窮者に対し、社会資源を活用し関係機関と連携した相談支援体制の強化
 - ・食の支援を行うフードバンクと連携、食品収集箱「きずなBOX」の設置協力
 - ・就労支援
 - ①中間的就労の開拓(ボランティア活動、就労支援B型や市内福祉施設での就労体験を実施)
 - ・家計相談支援【新規事業】
 - ①家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計改善を支援

(5) 手話奉仕員養成研修事業（R 3 年度～R 4 年度）

- ・手話表現技術を習得し、手話を必要とする方への自立生活支援

(6) 生活支援体制整備事業

- ・ひとり暮らし高齢者等が、生活上の支援が必要な状態になっても地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域全体で高齢者等の生活を支える体制づくりを推進
- ・日常生活圏域（笠間、友部、岩間）において地域の課題や担い手の発掘、情報共有などを図る話し合う場「協議体」の設置を目指す
- ・ふれあいサロン設置地区の拡充及び既存サロンの支援強化

(7) 在宅の重度身体障がい者等に訪問入浴サービスを提供し、健康維持及び増進を図る

(8) 障がい者等が社会生活上必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出に必要な移動支援

4. 介護保険事業、障害福祉サービス事業

- (1) 新型コロナウイルス感染症や自然災害等への対策を講じながら、利用者が安心して生活できるよう、関係機関と連携し、より良いサービスを安定的に提供できるよう努める。
- (2) 人員確保が事業継続のための大きな課題である中、業務内容や雇用環境の改善をすすめていく。
- (3) 介護保険法等の改正や収支状況を踏まえ、適宜、事業体制を見直し、弾力的に運営していく。